

第7回サッカースタジアム検討協議会

三浦会長

それでは、若干時間を超えておりますけれども、第7回サッカースタジアム検討協議会を始めさせていただきたいと思います。本日は年末のお忙しい中、そして雨が降る寒い中、ご出席いただきありがとうございます。

先立ちまして、1か月前にはどうなることかと思っておりましたが、サンフレッチェ広島が、皆さんの、市民の思いを受けて、見事逆転優勝したことを本当に喜ばしいことと思います。おめでとうございます。

それでは始めたいと思いますが、本日は野村委員が欠席されております。それから、加藤厚海委員は、所用により5時前くらいには退席されるとのことですので、よろしく願いいたします。

本日、施設をずっと見ていただきました。それから、一部の方ですけれども、一般の方が来られるルートということで、広域公園前駅から徒歩で来ていただいております。現在のこのスタジアムの状況について、実感していただいたのではないかと考えております。

それでは、本日の内容に入っていきたいと思います。前回は振り返っていきますと、日本政策投資銀行から海外のスタジアムの調査について説明をいただきました。そういった中で、それぞれのスタジアムが最近の動向で、複合とか多機能ということを図っているという部分、あるいは、それを進めるに当たっては様々な点でのリサーチをしているということが理解できたと思っております。そういったことを受けて、現在、スタジアムを造るにはこういう場所があるということで、いくつか候補地を挙げております。そういった場所について、県並びに市の担当者の方から、それらの用地における現状のまちづくり、都市づくりの観点でのビジョン、あるいは現状での法的規制等について説明をしていただいた状況です。前回、この二つの内容でかなり盛りだくさんでしたので、特に後半の県・市からの大規模用地の状況について十分に質問いただく時間が取れませんでした。今回は、こういったものについて、皆さんから予め質問をいただいておりますので、その回答をしていただきながら理解を深めていきたいと思います。そういった中で、前回も一部候補地として絞り込みを進めましたけれども、そういったところに踏み込んでいけたら良いのではないかと考えております。

お手元の資料の確認をさせていただこうと思います。次第がありまして、配席図、それから、資料1に現在検討しております大規模用地等の関連する法的な規制、あるいは財産的な部分、そういったものを一覧として整理していただいております。まず、この資料1について、どのような観点で整理しているのかということについて説明をお願いしたいと思います。資料1の後には、別紙1、2と続いて、別紙5まで行きまして、その後、資料2になっております。それでは、資料1について説明をお願いいたします。

広島県都市圏魅力づくり推進課長

広島県の都市圏魅力づくり推進課長の友道と申します。それでは資料の説明をさせていただきます。

まず、お手元に資料1というA3横長の表があります。それに従ってご説明を簡単にさせていただきますが、それと合わせて別紙1から別紙5までございます。それを両方並べてご

覧いただければと思います。資料1の中には、白抜きで別紙1、別紙2というふうに四角で囲った物がありますが、その説明資料ということになっております。例えば、左上、都市公園法であれば、その右下に別紙1と書いてありますが、その場合は別紙1をご参照ください。そのように御理解いただければと思います。

では、中身について説明させていただきます。まず、資料1のA3横の表で、左側に名称で、それぞれの場所が並んでおります。一番上、中央公園から一番左下、広島広域公園となっております。右側に沿って施設や土地利用の用途、それから建築面積、運動施設の敷地面積、それから高さ制限、財産関係、その他制約ということです。

まず、都市公園法についてですが、別紙1をご覧ください。都市公園法では、都市公園内に整備できる施設は公園施設に限定ということで、それについて、別紙1の1番、それぞれ公園施設の種類が書いてありますが、そういった都市公園法上の公園施設とする必要があるということです。

次の建築基準法につきましては、別紙2ということで、用途地域による建築物の用途の制限で、例えば、広島みなと公園でしたら準工業地域となっております。別紙2の表の一番上、右から3番目に準工業地域と書いてあります。そこを縦に見ていただきましたら、ほとんど○が付いております。○は建てられる用途、それから□で色が付いております、これは建てられない用途というふうにご覧いただけたらと思います。中央公園でしたら第二種住居地域、広島県総合グランドでしたら第一種住居地域ということで、左から5番目と6番目に第一種住居地域、第二種住居地域がございます。それを縦に見ていただいて、建てられる用途、そうでないものというふうにご理解いただけたらと思います。

駆け足でございますが、次の港湾法につきましては、別紙3をご覧ください。まず、1ページには港湾法の概略が書いてありまして、2ページをご覧ください。別紙3の2ページですが、港湾計画上の土地利用計画による用途の制限ということで、「土地利用計画」とありますが、その中で、「交流厚生用地」と「緑地」という所を太線で囲っておりますが、出島東第2野積場については交流厚生用地、それから、みなと公園については緑地ということで、土地利用の概要についても記載のとおりです。それから、資料1で「臨港地区の分区による構築物の規制」と書いてありますが、それは3ページをご覧ください。3ページで臨港地区内の建築物規制ということで、2つ目の○、「分区指定について」と書いてありますが、そこに分区の説明、その分区には7つ、「商港区」から「修景厚生港区」までであるということで書いてありまして、臨港地区に指定されている場合は、分区による構築物の規制が適応されるということで、建築基準法では用途区域が「準工業地域」に指定されていますが、その分区による指定が優先されるという意味合いです。細かい部分については、またそれぞれ所管の担当からご説明させていただきますので、ここは表の見方ということで、足早に説明させていただきます。

続きまして、建築面積ですが、これもまた別紙1に返っていただきまして、公園内に建築できる公園施設の面積ということで、別紙1の2番、「建築面積」をご覧ください。この中で、公園面積の2%とか10%以下ということで示していますが、これは1番の公園施設の種類の、白く抜いた部分と網掛けの部分、それぞれ、白抜きの部分は2%まで建築が可能、網掛け部分は公園面積の10%まで建築が可能ということです。

建築基準法による建ぺい率、容積率については記載のとおりでございます。

続きまして、運動施設の敷地面積、別紙1に戻りますが、3番「運動施設の敷地面積」と書いていますが、そこに説明があります。公園の面積に対し50%を超えてはならないとされているということです。ただ、※印の所に書いていますが、広島県総合グラウンドにつきましては、経過措置として認められているということで、記載のとおりです。

次に高さ制限についてですが、まず、旧市民球場跡地につきましては、別紙4をご覧ください。別紙4の(1)、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の部分について図示されておりますが、バッファゾーン内は20m、バッファゾーン北側は25mと、図示のとおりです。また、西飛行場跡地ですが、別紙5をご覧ください。ヘリポートによる制限表面ということで、表の中に赤い線で囲っておりますが、それが進入表面、転移表面、水平表面ということで、下の図の1/8で勾配が書いてありますが、1,000m行って125mの高さの線がありますが、その上側については、ヘリコプターが飛ぶ区域ということでご理解いただければと思います。同じく県の総合グラウンドにつきましても、若干制限表面が掛かっているということで、ヘリポートの制限表面が敷地面積南西端までいきましたら、約63mの高さということで、1,000m行って125mですので、その約半分、500mくらいの所に位置するという意味です。

財産関係は記載のとおりです。一番右、その他の制約につきましては、公園面積の減少は原則認められないという都市公園法についてのものは、別紙1と書いておりまして、中央公園、旧市民球場跡地、県総合グラウンド、広域公園が別紙1のとおりです。

別紙4を見ていただきたいのですが、旧市民球場跡地のところで、「地下構造物があり建築物の設置が困難な区域」ということで示してあると思いますが、建築物の設置困難な区域ということで、地下構造物があることを図示しています。

みなと公園について、港湾計画で「大規模地震対策施設」として防災拠点に位置付けられているということで、別紙3の2ページをご覧ください。2ページの下半分、大規模地震対策施設ということで、第3段落目に、広島みなと公園は、広島市や府中町を対象とする中央地域の緊急物資輸送拠点に位置付けられているということで、概要については、その表に記載のとおりです。

出島東第2野積場については、土地の奥行が100mしかないということで、その辺りの補足説明を矢印のとおりしています。

概要を説明しましたが、個々の詳細につきましては、後ほど担当からそれぞれ説明をさせていただきます。私からの説明は以上です。

三浦会長

ありがとうございました。今の見方に関しては大丈夫でしょうか。

前回、いろいろな用地の法的制約等について説明いただき、それに対しての質疑ということで、皆様の方から事前に頂いております。それが資料2に取りまとめられています。この内容について、各担当から説明をしていただきたいと思います。

最初が中央公園自由広場・芝生広場等と旧広島市民球場跡地ということになります。お願いします。

広島市旧市民球場跡地担当課長

広島市の旧市民球場跡地担当課長です。よろしくお願いします。私の方からは、中央公園自由広場及び芝生広場部分と旧市民球場跡地部分のご質問等について回答させていただきます。また、一部景観に係るご質問がありますが、この部分につきましては、本市都市デザイン担当課長が本日見えておりますので、そちらの方からご説明をさせていただきたいと思えます。それでは、一番上から順次ご説明させていただきます。

公園の建設面積に関するご質問ですけれども、「公園の建設面積要件について、当該のスタジアム建設の場合、全屋根架け施設でない限り、施設全体を建築面積としてカウントされないと考えられるかどうか。考えられるとすればどの部分なのか。事例を持って説明されたい」という、ちょっと専門的なご質問ですけれど。都市公園法の建築面積の制限に関するご質問というふうに理解しています。おっしゃるとおり、屋根の架かっていない部分は建築面積にはカウントされません。建築面積と申しますのは、簡単に申し上げますと、建築物が建っている部分の土地の面積です。ですから、通常、サッカー専用スタジアムでピッチの部分は屋根が架かっていませんので、その部分は建築面積には入りません。建築物に該当するのは屋根のある部分だけというふうにご理解いただけたらと思います。スタンド部分につきましては、スタンド上部に屋根がありますと、これは当然、建築面積にカウントされます。スタンド上部に屋根が無い場合でも、通常はスタンド下の部分に、スタンドが屋根となるような空間ができます。今ご覧いただいたので、よくお分かりになるかと思うのですが。その場合は、スタンドの部分も大部分は建築面積に含まれようかと思います。なお、都市公園法の建築面積の制限は、1つの都市公園に対してかかる制限ですので、前回はご説明させていただきましたけれども、中央公園の部分と球場跡地部分は中央公園の42.8haの中に含まれておりますので、グリーンアリーナ4つ分の建築面積の物は建てられるということなので、建築面積上は、4万人規模などのかなり大きい、豊田スタジアムのようなもので、（フィールド）全部に屋根が架かっているものを造らない限りは、あまり大きな制約になるものではないと、私どもは考えています。1つ目の質問は以上です。

2つ目のご質問ですけれど、球場跡地に建設する場合の日影規制についてのご質問です。この日影規制と申しますのは、建築基準法上の制限でして、近隣の、近隣と申しますのは建てる建物の敷地以外の部分に、一定時間以上日影を落とさないよう制限する建築基準法上の規定です。したがって、建築基準法の規定は、申請する敷地ごとにその制約がかかってくるとご理解いただけたらと思います。言い換えますと、どのような敷地で申請するかにより、その制限が異なってきます。旧市民球場跡地に限って申し上げますと、実務上、県立総合体育館など、全体を含めたエリアを1つの敷地として設定することも可能ですので、県立総合体育館の敷地が自分の敷地といいますか、建物を建てる敷地とみなすことができますので、この県立総合体育館に日影が落ちましても、日影制限の対象外になると、私どもは考えています。したがって、日影規制については、大きな制約にはならないと考えています。

3番目ですけれども、2番目のご質問と連動するご質問かと思えますけれども、ハノーバー庭園の北側に通路が通っております。「この通路の建築基準法上の取り扱いはどうなるのか」と。この質問の趣旨は、あれが道路と認定されますと、1つの敷地として申請できないので、北側が日影規制の対象になってしまうという恐れで、この質問をされたのだと思うのですが、これは公園内の通路でありまして、建築基準法上の道路とは認定しておりませんので、この部分で分断されて、北側に日影が落ちて制限がかかるのではないかという懸念は全

くありませんので、ご理解いただければと思います。ですから、旧市民球場跡地で、日影の問題はあまり気にされなくてもいいと考えております。

4 番目ですが、運動施設の敷地面積の制約についてのご質問です。これは、公園の敷地面積の 50%以内という制約があるのですが、都市公園法上の運動施設の敷地面積の制限は、1つの都市公園に対してかかる制限です。ですから、中央公園全体の面積に対する割合となります。中央公園は全体で、42.8haありますので、そのうち20ha程度は運動施設の敷地を確保することができることになります。今、既存の運動施設はどのくらいあるかと言いますと、約6.9haです。したがって、これも国内で最も大きな埼玉スタジアムのようなものを造りましても6.5haの敷地面積ですので、サッカースタジアムに必要な敷地面積は十分確保できると考えております。5 番目、6 番目、7 番目は景観に関するご質問ですので、都市デザイン担当課長からご説明させていただきたいと思います。

広島市都市デザイン担当課長

広島市の都市デザイン担当課長です。原爆ドーム周辺の景観に関して3つほど質問が出ていますので、私の方から答えさせていただきます。

まず1つ目ですが、この地区に設けられている基準についての「具体的なイメージ、ふさわしい景観のイメージはどうか」ということと、「球場を設置した場合にも求められる景観は維持できるか」ということです。まず最初に、具体的なイメージということですが、こういったデザインのなものにつきましては、予め具体的なイメージというのは難しいのですが、この敷地にサッカースタジアムを建設する場合は、この要綱の中で、基本的な方向と個別の基準を設けております。これらの基準について、特に形態や色彩、デザイン等について協議調整を進める中で、よりふさわしいデザインとなるように誘導して、導き出していきたいと考えています。

要綱では、基本的な方向としまして、「世界平和を希求する市民、そして広島を訪れる人々が、平和を祈り、考え、やすらぎ、くつろぐことのできる雰囲気壊さないよう、原爆ドーム及び平和記念公園の周辺地区については、国際平和文化都市の象徴にふさわしい景観の形成に努める」ということを掲げています。

項目別の基準につきましては、建築物の壁面の色彩とかといったことについて定めておりますけれど、例えば建築物の形につきましては、周辺建築物等との調和を図る、色彩については、周辺建築物や樹木との調和を図ったり、けばけばしい色彩を使わないという基準を定めております。材料につきましては、汚れにくいもの、変色しにくいもの。それから、屋外広告物については、原則、平和記念公園に面して設置しないということで、自己用の看板については認めることができるのですけれど、それについても出来るだけ表示面積を小さくしていただいたり、景観上の配慮をしていただきたいといったことを定めています。

「球場を設置した場合にも求められる景観が維持できるか」ということですが、これにつきましても、具体的な計画案についての景観協議などを通じて、共通認識を図りながら築き上げていくものと考えています。

続きまして、「球場跡地について景観軸への配慮とありますが、これについては条例で高さ制限により既に配慮されているのではないか」というご質問です。この景観軸とは、平和記念資料館、慰霊碑、原爆ドームが南北に一直線上に配置されている軸線のことです。球場

跡地は、この軸線上にあり、最も重要な視点場である（平和記念）資料館、あるいは慰霊碑の前から原爆ドームを見通したときの背景になる場所です。高さ（基準）を守っていただくことは大切なことですし、守っていただきたいのですが、それ以外にも樹木の間から見通した場合に、背後の建物等が見えますので、そういった部分も（建築物の）色彩や形状等についても十分な配慮をお願いしたいという意味も含めて、「景観軸への配慮」としております。

続きまして、美観形成要綱に関する質問で、「これらは指導要綱であり、完全な法的制限ではないと解釈してよいか」という質問です。これは、あくまでも要綱でございまして、法的拘束力はありませんけれども、やはり原爆ドーム周辺にふさわしい景観を形成するために、基準を満足するようお願いしていきたいと考えています。

2つ目として、「要綱の趣旨は、原爆ドーム周辺にふさわしい景観となるよう配慮することにあつて、その目的に沿った考えとして、高さ制限を求めていると解釈してよいか」というご質問です。この点につきましては、この（平和記念）資料館、慰霊碑、原爆ドームは一直線上に配置されている訳ですが、これは昭和24年に実施された設計コンペで丹下健三氏のグループの構想として、平和記念公園の中心軸として、軸線上に配置されているものです。この南北を見通す景観は、平和の象徴としての原爆ドームの存在感を確保する観点から、特に重要であると考えています。さらには、その後に建設された建物、例えば旧球場跡地の北側に位置する基町高層住宅や広島県立体育館も軸線を尊重する形で配置されており、本市の重要な都市軸として脈々と引き継がれています。これらのことを踏まえ、原爆ドーム周辺にふさわしい景観を形成する目的に沿って、原爆ドームの背後に建物が見えないように（要綱で）20m、25mの高さ規制を設けて誘導を行っています。

3番目として、「この要綱の見直しや条例の制定などの要件変更が、スタジアム建設の結論が出るまではないと考えてよいか」という質問につきましては、この南北軸を見通す景観は大変重要であり、今後も引き続き保全していきたいため、現時点で高さ基準を撤廃するなどの考え方はなく、引き続きご協力をお願いしたいと考えています。

広島市旧市民球場跡地担当課長

再び旧市民球場跡地担当課長です。

その次のご質問の旧市民球場跡地での収容人員に関する質問です。前回、国内の主要なサッカー専用スタジアムの敷地面積と収容人数の資料がありましたが、この資料等を参考にしながら、旧市民球場跡地の実際更地になっている部分が2.4haで、どのくらいの収容人員が入るかご説明しました。2万人から2.5万人と説明したところです。実際に2万人から2.5万人の間で、どの辺りに落ち着くかと言いますと、結論から申し上げますと、Jリーグの関係者の監修の下に基本設計あるいは詳細設計等を行って見ないと、正確な数字はお示しできないと考えております。例えば、今スタンドを見ていただきましたが、観戦のしやすさという観点から考えますと、スタンドの傾斜をどのくらいにするか。埼玉スタジアムは傾斜が17度でかなり緩やかで、これは結構見えにくいという評判です。一方、良く見えると言われている鹿島スタジアムやユアテック仙台は、鹿島が29度、ユアテック仙台が27度といった傾斜角です。傾斜角をきつくすれば見えやすくなりますが、その分収容人員をいじめることになる。緩やかにすれば見えにくいけれども収容人員は確保できる。

そういうこともありますので、まずスタンドの傾斜角をどう取るかが一番大きな問題になります。

あと、個席の座席間隔です。スタジアム標準によりますと、前後80cmと横が45cmから47cmということなのですが、バックスタンド側は熱心なサポーターの方は立って見られますから、そこはある程度80cmを犠牲にして、Jリーグの関係者の監修が通れば75cmから70cmにして、背もたれもつけずにすることで、収容人員を増やすことも考えられるかと思っています。

あと、ピッチの維持管理が大事なのですが、今ご覧いただきましたけれど、ピッチとスタンドの最前列の高さを何mとるかによるのですが、サッカーは高い所から見えた方が良いのは皆さんよくご存じだと思いますが、それ以上に関係してくるのが、ピッチの維持養生です。維持養生するのに風通しが大きな問題になります。そのときに、あまりピッチから低い所からスタンドをとると、間隔が少なくなって風通りが悪くなってピッチの養生に非常に支障が出ます。特に旧市民球場跡地は東西にビルが林立していますので、東西方向の風の吹き抜けがかなり厳しいです。ですから、ある程度南北の開口部を高く取って風通しを良くしておかないと、ピッチの養生に非常に苦勞する。ピッチが悪いと、選手に負担が掛かりますし、おもしろいサッカーが見られないといったこともあります。ですから、開口部をどのくらい取るかによって、収容人員に大きな影響があると考えております。

あと、安全性の観点から、外部の観客の滞留スペースです。旧市民球場跡地は、東西にビルが林立していますので、滞留スペースがかなり厳しいです。そこをJリーグがどのくらい認めてくださるか。スタジアム標準では、大体収容人員の2、3割が待機できるスペースと言っているのですが、これは非常に厳しいです。ですから、それをどのくらいのところまで認めていただけるかによって、スタンドをどのくらい取れるかが決まってくるので、それも収容人員に大きな影響を及ぼしてくると思っています。

あと、細かい話ですが、選手の使い勝手です。今ご覧いただきましたように、ウォーミングアップのスペースであったり、エントランスだったり。マスコミ関係の方の報道室をどのくらいのキャパシティを取るのか、貴賓室をどのくらい取るのか、ケータリングルームとか、そういったものもJリーグは結構細かい点までうるさいです。ユアテック仙台の建設のときに携わっていた担当者にも話を聞く機会があったのですが、Jリーグは、新設するときには、ものすごく細かい所まで言われるそうです。今申し上げたのは、ごくわずかな例えなのですが、それ以外にもあらゆる細かいことを言われますので、Jリーグの関係者の監修の下に基本設計・実施設計してみないと、2万人から2万5千人のどの辺りに落ちるかというのは、今の段階では申し上げかねるというふうにご理解いただければと思います。

その次が、国有財産法の借上料に関するご質問です。およそ115万円ということで、これはカープが使用してきた時の額を割り戻されたものだと思うのですが、実際の計算は、公式戦開催時の1日当たりの額に、入場者数が一定数以上あった場合の加算額や、カープの場合は、球場敷地内に事務所を構えておりました。これは年中ある事務所ですので、この部分の額などを積み上げたもので、およその目安としては、割り戻した額で、例えばサンフレッチェが20日使えば100万円から115万円ということで正しいかと思うのですが、実際には詳細な積算があります。借上料は、中国財務局が普通財産の貸付料算定基準等を基に、消費者物価指数や地価変動率等を考慮して決められますので、目安としてはこのくらいと考

えていただいても結構ですが、実際にはどのくらいになるか、ここで申し上げることはできかねます。

それと、現在、跡地では様々なイベントが開催されているということで、イベントの今までの状況のご質問です。皆様ご承知のように、本年4月から5月にかけて24日間、「ひろしま菓子博2013」が開催されました。その後、消防の技術大会が開催されております。その後、要件を若干緩和した後に行われたものですが、9月以降、「広島オクトーバーフェスト」、「ひろフェス」、「てっばんグランプリ」、そして、記憶に新しいところでは、サンフレッチェ広島のJリーグ最終戦の鹿島との試合をパブリックビューイングしています。あと、先週ですけれど、サンフレッチェ広島の優勝報告会も開催しております。実際の集客ですが、菓子博は24日間で約80万7千人、8月の消防技術大会は1日約2万人、9月の「オクトーバーフェスト」は11日間で約12万8千人、同じく9月の「ひろフェス」は2日間で約1万人、10月の「てっばんグランプリ」は2日間で約1万9千人。サンフレッチェ広島のパブリックビューイングは約3千5百人、先週土曜日の優勝報告会は約1万3千人の来場者がありました。合わせますと、ざっと計算して4月から今の時点で、今年度の集客は100万人になります。来年ですが、1月5日には、今まで中央公園自由広場で行っていた消防出初式を旧市民球場跡地で行う等、オファーが20件程度来ています。支障がありますので、今、詳細な内容はお示しすることができかねますので、ご了解ください。旧市民球場跡地あるいは中央公園自由広場・芝生広場に関するご質問に対する回答は以上です。ありがとうございました。

小谷野委員

パブリックビューイングと優勝報告会で、旧市民球場跡地を使わせていただきまして、本当にありがとうございました。前回からも、いくつか市の方から説明がありました中で、数字等の話が出ていましたので、補足といいますか、意見を簡単に述べさせていただきます。

使用料に関しまして、カープが平成20年度で約8千万円くらい、年間使っていました。これに関して、公式戦の数が大体3分の1位になるから、サンフレッチェが年間払う使用料が3分の1位、2千万とか3千万くらいではないかという話が前回もありました。実際に私が持ち帰りまして計算してみたのですが、大体今シーズンで行きますと、1試合200万円から300万円強くらいが1試合当たりの使用料です。試合ごとに看板の掲出料とか加算金の部分が違ってきまして、掲出料を含めた使用料の根っこの部分が1試合平均で130万円くらいです。加算金の部分は入場者によって、天候等でも変動しますが、大体80万円から200万円くらいです。ですので、真ん中で1試合当たり250万円として、今年21試合行っていますので、5千万円強くらいにはなると思います。また、先ほどのカープの話でもありましたが、仮にサンフレッチェのクラブの事務所をここに入れるとか、試合の前日にスタジアムを借りるとかいうことを考えると、カープが当時払っていたのと同じくらいはいけるのではないかと。これは、最終的には、スタジアムが仮にできた場合には、クラブ側と行政との交渉にもなる訳ですが、現在、こちらで使用主催している時の警備員のお金等、いろいろ合理化できる部分も当然出てきますので、クラブとしての交渉によっては、使用料を払える余地があるのではないかと考えます。

それから、先ほどの収容人員との関係で、Jリーグがいろいろ言ってくるということですが、

滞留スペース等につきましては、かなりＪリーグが指導しているということもありまして、ここ数年建ってきたスタジアムにおきましては、滞留スペースを限られた敷地の中でどう使っていくかという部分に関して、かなり進歩があるように考えています。一方で、アジアチャンピオンズリーグ等、クラブレベルでも国際試合がありますので、導線の管理、ホームとアウェー、審判などの導線ができるだけ交わらないようにしようとか、先ほど見ていただきましたドーピングルームが、ホームとアウェーの控室に直結した物を造るとかです。あと放送関係が最近うるさいと思います。映像編集等がすぐできるような要請も来ておりますし、喫緊の、今のエディオンスタジアムの要請でありますのは、先ほどお立ち台を見ていただきましたが、あそこにマッチコミッショナーが座っていて、横には審判使節団も座るのですけれども、その所に椅子とテーブルを置いてもらっているのですが、できればケーブルを引っ張って、マッチコミッショナーとか審判使節団が映像を繰り返しチェックしたりしながら、試合を評定できるような仕組みを作ってくれとか、そういう指導も来ています。

そうした意味で、スペースの問題もさることながら、諸機能をどう入れるのかという部分も重要な問題になってきているのかなという感じがします。私どもがスタジアムの話をいろいろ始めてから、いろいろな建築士の方々が収容人員についてのお話をしてくれていますけれども、大体ハノーバー庭園と武道場の所を潰さないで行くと、2万5千人がぎりぎりくらいと。一度こちらにも資料をお示ししましたが、武道場とハノーバー庭園を潰すことによって3万人というのが、いくつかの方々が図面などを引いてきたところの一般的な見解だと思います。若干長くなりましたが補足です。

三浦会長

その他ありますか。

加藤(厚)委員

私は、この内容というより議論の進め方なのですが、スペース的な所に入りすぎていて、素人に分かりにくいので、全般的な所から少しお答えいただいてから、各場所にどういう問題があったり、どういうことを検討すべきか等をお話しいただくと分かりやすいのですが、その辺りをしていただけませんか。

三浦会長

今は個別の質問に対しての対応ですけど、そうではない部分でということでしょうか。それは、どちらかというと、資料1を使ってというイメージが近いのでしょうか。

加藤(厚)委員

資料2の中の後半部分、その他全般という所がかなり大きな視点から議論がされています。それに対して、他の公園とか（各候補地に対する質問）は細かい所を突いていますので、順番としてどうなのかなと思います。

三浦会長

では、そういう意見がありましたので、今最初の部分については説明があったので、これ

だけはやっておいて、その次は、そちらということにさせていただきたいと思います。今の中央公園自由広場・芝生広場等、旧広島市民球場跡地の部分で、質問を出された方もいらっしゃると思うのですが、今の説明で十分だったのかどうかを含めて、何かあればと思います。

加藤(義)委員

先ほどの都市公園法の中の便益施設というものを、もう少し具体的にお話したい。

広島市旧市民球場跡地担当課長

便益施設というのは読んで字の如く、使用者のための便益に資する施設ということで、平和記念公園ですと、資料館の所に小さな売店等がありますが、ああいった物だったり、トイレだったり、正にここに書いてあるようなことなのですけれども。質問の趣旨がよく分からないのですが、それでよろしいでしょうか。

加藤(義)委員

逆の見方をすれば、プロサッカーの用に供することも出来る。そうすると、サッカーのファンとか関係者の便益も、その中に含まれると考えていい訳ですね、利用者、使用者という意味では。

広島市旧市民球場跡地担当課長

そうですね。全体の面積の中に収まれば、それは問題ありません。

加藤(義)委員

もう1つ、例えば2万人、2万5千人が必要なものというのは、その中に考えても構わないというように思えばいいですね。その公園を利用する人の便宜のためだと言えば。

広島市旧市民球場跡地担当課長

過度な、例えばショッピングモールを併設する等はいけませんけれども、売店など、小さなもので、スタジアムでもよくありますけれど、ビールを売ったり、弁当を売ったりといったものは支障ありません。

川平委員

今の説明の中で感想なのですが、規模をどの程度にするかによって、収容人員が変わる訳ですが、例えば2万人でいいか、2万5千人でいいかという中で、仕様も変わってくるのかなという気がします。仕様にしても、座席の間隔を、例えばJリーグの基準にするのか、若干狭めて収容人員を優先するのか、その辺りも考える必要があるのかなという気がします。それと、もう一つは、旧市民球場跡地を前提とした場合、敷地の制約の中で、今後将来的に拡張の必要があるのかないのかという辺りも、検討の中に入れておかないといけない。一度造った施設は、20年、30年使う訳ですから、造ったときに目一杯の設備で、収容人員がそれでいいのか。将来拡張しようとしたときに、そういった可能性がないというのはどうかということは、検討の中に入れておくべきではないかと思う。

三浦会長

先ほどの便益施設に関して、公園使用者の用に供するものであればいいという説明の、使用者というのは、観客でも使用者になるということですね。

広島市旧市民球場跡地担当課長

なります。

三浦会長

はい、分かりました。

塚井委員

先ほど、スタジアムそのものということで伺っておりまして、今日せっかくですから外を歩いてみましょうということも踏まえて、振り返って感想と1つお願いがあります。今日、外を歩いたことで、私は専門が交通都市計画になりますので、以前から申し上げていますように、このスタジアムのロケーションとアクセスの問題というのが大変大きいです。それらが1つの大きな検討ポイントになると思うのですが、アクセスは前も申しあげたように、2段階で考える必要があると、今日改めて思いました。2段階というのは、その公園までにどうやって来るのかということと、それから、今日私たちは歩きましたけれど、このスタジアムの、確かに傾斜は問題かなと思ったのですが、素晴らしいのは、外側の歩行者の滞留スペースに関して言えば、ハンディキャップはほとんどない。車導線と交錯する所には多少問題があるのですが、狭くて困るといったようなことは、あまり起こりそうにない所です。むしろ自動車の方、広域のアクセスの方を問題にしたい。ところが、市民球場の場合は、おそらく逆だと思うのです。スペースの問題で、確かにスタジアムを優先すれば、周りの滞留スペースを削ることができるかもしれないけれども、前々から申し上げているように、決して以前の市民球場の環境が良かったとは全く思いませんし、今度は、例えば地下街の問題もあろうかと思えますし、大分古い事故で、明石の花火の警備の件で、歩行者の警備に関しては、かなり余裕をもった滞留スペースを用意しなさいということが標準的になっています。したがって、何が申し上げたいかというと、その部分がきちんとした検討ができないと困る。スタジアムのことを優先に余剰地域を設計されると、あまりおもしろくないので、そういったことを踏まえますと、人の流れ、それから、広域の交通アクセスの両方を検討いただければ、それはそれで、また別の検討が必要になります。これは、残念ながら私個人の手には余ります。したがって、これは事務局等に、今後、今日どうという事ではないと思うのですが、お願いしたいところは、そういう専門の検討ができるような体制を作っていただきたいということです。繰り返しますが、広域の話と歩行者の導線に関して、諸々の配慮ができるか否か、そういったところの検討も、特にこの場所ということだけではありません、他の場所でも同じことですが、両方を考えていただければいいと思います。

三浦会長

すみません。現時点は、資料１とその後の質問に対する説明があったことに関して、さらに確認をしたいことということですので、今のお話は、まだその後ということですので、置いておいていただければと思います。この点に関して、現在説明があった質問に対しての回答ということでありましたけれど。

鵜野委員

この議論を一般的にするときに、旧市民球場跡地は、景観が最大の問題とよく言われるのですけれど、今のご説明だと、高さや形状や色彩等が、きちんと要求されるものにマッチすれば、大丈夫だという理解でよろしいでしょうか。

広島市都市デザイン担当課長

景観的には、高さ基準と形態、色といった基準がありまして、それに基づいて景観協議をさせていただくということですので、スタジアムが来たら景観上必ず駄目ということではないとは思いますが、十分景観的な配慮をしていただくということ、景観協議をしていただくということだと思います。

三浦会長

それでは、先ほど委員の方から出ましたが、全体にも係るところですので、その他全般の所での説明、こちらの質問、意見等に対する回答をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。まだ用意ができていないということであれば、次回ということにさせていただきますが、そういう状況でよろしいですか。

山根副会長

今の議論を聞きますと、質問があつてお答えをいただいているところから質疑が逸れているので、質問に対してお答えいただくことだけをざっと済ましてしまうのはどうでしょう。

三浦会長

では元に戻ります。次の部分の説明をお願いします。広島みなと公園からよろしいですか。

広島県港湾漁港整備課

広島県の港湾漁港整備課の倉本と申します。私の方から港関係のご説明をさせていただきます。別紙３を見ながら説明させていただいた方が分かりやすいと思いますので、そちらを見ながら説明したいと思います。

まず、みなと公園の質問の中の、順番は前後しますが、港湾法に基づく土地利用計画の変更に関する質問です。期間と手順という話があります。

別紙３の１ページ目の下の部分です。ここに港湾計画の策定のフローということで、港湾計画の変更にあたりましては、大規模な変更をする「改定」、「一部変更」と変更の規模が小さい「軽易な変更」という３段階に分かれています。策定フローを見ていきますと、「改定」、「一部変更」の大きな変更になりますと、国土交通大臣の確認という項目が出ており

ます。「軽易な変更」の場合はそれが無いです。土地利用変更の場合、20haない土地利用変更であれば、軽易な変更にあたります。港湾計画の策定ということで、いろいろな事前調整、利害関係の調整を行い、計画案が出来ますと、「地方港湾審議会」に諮問を行い、答申をいただく。これで了承をいただければ、国土交通大臣へ港湾計画を送付いたしまして、皆さまにお示しするという流れになっております。ですから、土地利用変更の場合は、軽易な変更の流れで行けると考えております。

1 ページ目の一番下ですが、期間です。軽易な変更の場合、利害関係者の調整が整い、変更案が固まれば、通常ですと半年から1年という期間で変更が手続的には可能です。あくまで審議会の上承が得られればといったものです。

続きまして、防災拠点の質問があります。それにつきましては、2 ページ目の半分から下です。大規模地震対策施設ということで、一番下の四角の部分を見ていただきますと、広島みなと公園につきましては、緊急物資輸送拠点として、広島市の主に中央地域、50万の人口に対する被災人口、約3割が被災すると試算しまして、そのための資材、食糧等の救援物資、あるいは復興のための物資、そのための救援・復旧スペースとして6ha、それと臨時ヘリポートとして3ha、合わせて9haの敷地を確保しているものです。その位置付けをしますので、これを移転するということになりますと、その機能をどこかに確保する、機能分担をするなりを考えなければいけないということになります。ここにつきましては、海上からの物資を集めて背後圏へ運ぶという役割になりますので、宇品とか出島の海沿いにエリアを確保する必要があります。それにつきましては、具体的な調整をしないと、あるかどうかにつきましても、今の段階でははっきり言えないといったものです。

それと、適性化に関する法律の補助金の返還の関係の質問があります。それにつきましても、同じ所の右の整備費用で見ていただきますと、平成5年度から18年度にかけて、国庫補助事業、国の税金を投入しまして事業を行っております。事業費は約40億円で、そのうち国庫補助金が約15億円になります。全体をお使いになると、この15億円が返還額に当たります。この返還額につきましては、事業主体の方で返還していただくことになろうかと思えます。

あと、みなと公園の関係で、土地利用の変更の県の同意ということですが、現段階では1つの候補地ということで議論いただいていると理解しています。先ほど言いましたような課題、あるいは地元の住民との合意とか、いろいろな課題が出てくると思えます。その分を1つ1つクリアしていく必要があると考えています。

次の質問は、出島東第2野積場等の関係です。ここにつきましても、補助金の返還が先にあります。ここにつきましては範囲がどうなるかにより変わります。最大約数億円の返還が必要になる可能性があると思っています。

最後に、第2野積場の関係で、海面に構造物を建設する場合の規制、期間、難易度といった部分です。これにつきましては、別紙3の最後の4 ページ目の半分から下です。それを見ていただきまして、この用地につきましては、幅が約100mと非常に狭いという物理的な制約があります。そのために前面の海域に構造物を建設する場合です。まず、上の点、船舶航行への影響についてということで、この前面の海域には北側にフェリーターミナルがあり、島しょ部へのフェリー桟橋で江田島等のフェリーが着いている部分があります。南側には大型船の岸壁があり、その前面海域は船舶が回ったりするエリアとして使っている部分であり、

この海域に構造物を建設することは非常に難しいと考えています。

海面に構造物を造る場合の法的規制ですが、土地造成をする場合は、港湾計画の変更の手続の後に、公有水面埋立法という、埋立の免許を取るということで、国土交通大臣の認可がプラスで必要になる。通常2～3年の期間が必要です。土地を造らず杭等で工作物を造る場合ですと、手続が変わってきまして、後半部分が港湾法に基づく水域の占用許可といったものです。ただ、土地の用に使うということだと、審査も公有水面埋立法の免許並みに厳しく審査されるといったものになります。手続の違いで期間等も違ってくるといったことになります。港湾関係の質問に対する回答は以上です。

三浦会長

今の部分で質問は。

小谷野委員

時間が押しておりますので、手短に質問させていただきます。1つ目の質問は、広島みなと公園の所で40億円のうち15億円を事業主体が返還しなければいけないということですが、事業主体というのは、スタジアムを建てる時の指定管理者のような団体が想定されるのかどうかという返還主体に対する明確化の質問が1つ目です。2つ目は、港湾計画の変更について、軽微な変更であれば1年ぐらいでいけるのではないかという話ですが、私の過去の業務の限られた経験から言えば、土地の（利用）目的を変更するだとか、そこの代替地を探すといったような話が入ってくると、港湾計画の変更にはだいたい3年もしくは5年程度かかる場合が多いのではないかと思います。実際としての時間軸について見解をいただきたいのが2つ目です。3つ目は、先ほどの出島東の船舶航行への影響についてですが、資料に、この海域に構造物を建設することは難しいという表現がありますが、これはあくまで、法規制上の問題だけではなくて、実体の港湾の安全等を確保した運営面も含めた上での難しいという判断なのかどうかの確認です。この3点について、コメントをお願いします。

広島県港湾漁港整備課

はい。まず、指定管理者の関係の話です。これについては、事業の実施主体がどういう形になるのかは今からだと思いますので、事業の実施主体が返還をする必要があると考えているところです。港湾計画の変更の期間についてですが、計画の変更が固まってから、先ほど半年から1年ということであって、その前段の調整作業の防災拠点はどうするかとか、利用者の調整等の部分は、今の段階では、どのくらいかかるかという部分は、調整を始めてみないことには分からないので、確かにその部分は時間がかかると考えられます。もう一つは、出島東の関係についてですが、船舶航行につきましては、実際の現状で船がそこで回っていることで、それを移転調整することの困難な部分を見ると、やはり難しいなというように考えているところです。ですから、運営面も含めて、今の施設配置も含めて、そういった全般の話で述べさせていただいております。

山根副会長

球場設置時に防災拠点移転とありますが、スタジアムは防災拠点にはなりません。スタ

ジアムを防災拠点にすることによって、土地利用変更ということが必要ないということにはならないのでしょうか。

広島県港湾漁港整備課

スタジアムがどのくらいの面積でどういった機能か等が具体的に決定してくれば、例えば平地は防災拠点として使用できる部分も出てくるでしょうし、スタジアム自体が出来てくると、スペースがなくなってくる場合もあるでしょうし、電気等の位置によっては、どうなるのか等、個々の具体的な内容によって変わってくると思っているところです。

三浦会長

ですから、可能ではあると捉えてもよろしいですね。

広島県港湾漁港整備課

そうですね。平地部分はですね。

塚井委員

分区指定についてのところですが、「修景厚生港区」がみなと公園の欄に載っていますが、ここに港湾関係者の厚生を増進と書いてありますが、どのくらい問題なのか分かりませんが、港湾関係者の厚生を増進というところを、スタジアムの場合はどう読むのでしょうか。

広島県港湾漁港整備課

その辺りは非常に難しく、判断を求められるところになるかと思います。港湾利用者もきちんと使えるような内容の施設の機能であるということを考えていただくようになるかと思っています。そうでなければ、港湾施設から少し外れて、都市施設として考えていくことになるかと思っています。

三浦会長

いろいろな面で読み替えのある部分も出てくるというようなことだと思います。よろしいでしょうか。それでは次の広島西飛行場跡地と県の総合グランドの方に、順次行きたいと思っています。

広島県都市圏魅力づくり推進課長

それでは、広島西飛行場跡地について、質問が1点ございました。これは、「ヘリポートの移転ということが想定されると思うが、その点における考え方があれば」ということです。現在のヘリポートは、広島西飛行場を廃港とする際に、県民の皆様の安全安心を確保するため、緊急医療機能、防災・防犯拠点機能として残す必要があると判断し、昨年11月にヘリポートとして供用開始しました。この設置に当たって、工期、経費及び跡地利用への影響の三つを重要な観点とし、既存のターミナル付近の北側と滑走路南付近の南側との比較検討を行い、現在の位置に決定したものです。先ほども少しご説明しましたが、ヘリポートには別紙5のとおり、区域制限が掛かっておりまして、移転については容易ではないのかなと考え

ております。広島西飛行場については以上です。

三浦会長

続いて、次に行きたいと思います。県の総合グラウンドについてお願いします。

広島県教育委員会スポーツ振興課課長代理

県教育委員会スポーツ振興課の栗根と申します。私の方からは、広島県総合グラウンドについて説明をさせていただきます。前回の協議会で、都市公園法による土地の制約条件についてご説明しましたが、これに関して、現在、運動施設の敷地面積がこの規定を超えているということを説明しましたので、これに関して、規制緩和の可能性があるのかということと、仮に新しいスタジアムを建設することになった場合に、運動敷地面積の関係で、現在の残っている機能との調整はどうかという2点について質問をいただいております。

まず、1点目の規制緩和についてですが、前回のおさらいにもなりますが、資料1の広島県総合グラウンドの行の運動施設の敷地面積の都市公園法についての制限が該当のマスに書いてあります。公園面積の50%以下だが、現状、既に2万4千㎡あまりオーバーしているということです。ですから、法律上の規制を超えているのですが、現在は経過措置として認めていただいているということになります。仮に、サッカースタジアムを新設することになると、施設に大きな変更を加えるということになって、運動施設の敷地面積を縮小しなければいけないという説明を前回させていただきました。これに関して、規制緩和の可能性ということがありましたので、都市公園法を担当する部署にこのことについて確認しましたが、緩和を認める特例はないという回答がありましたので、現状から大きく変更を加える場合、スタジアムを新設するという場合には、法律に従って、運動施設の敷地面積を適合させる必要がある。端的に言えば、何らかの機能を縮小させる必要が出てくるということになります。今の話が2点目の質問とも重なるのですが、実際にスタジアムを建設した場合に、「現在保有する機能との調整は可能ですか」という2つ目の質問になりますが、前回資料でもご説明させていただきましたが、現在、年間で37万人を超える方が既存施設をしっかりと利用していただいているという現状がありますので、事実上、この機能を縮小したり、廃止したりということは難しいのではないかとこのように考えています。仮に、グラウンドや施設を縮小したり廃止したり、又はそれに伴い代替施設を確保するという場合には、新たに広大な用地取得とか施設の建設費用の負担という課題を解決する必要があるため、これに対応するにはやはり時間が掛かると思いますので、難しいのではないかとこのように受け止めております。以上でございます。

三浦会長

今の2つに関して何かありますか。

加藤(義)会長

今の総合グラウンドの所ですが、資料には、「改修・改築の場合には」と書いてありますが、例えばスタジアムを新たに造ろうとする時も、施設の再配置や廃止することによって、適合させることができるのですか。

広島県教育委員会スポーツ振興課課長代理

そうですね。新たなスタジアムを総合グラウンドの中のスペースの中に造るということになると、例えば陸上競技場のスペースが今の広さにして約2万7千㎡くらいありますが、そこをスタジアムにということになると、大規模な改修ということになるので、都市公園法上の運動施設の規制面積の方に適合させていく必要があるということです。

加藤(義)会長

航空法以外では、面積だけを考えておけばいいというふうに考えればいいですか。

広島県教育委員会スポーツ振興課課長代理

はい。先ほどの資料1の方に高さ制限がありますが、今の敷地の南西の端で63m、もつと離れると100mということになりますから、事実上、都市公園法の面積のみが大きな制約となっています。

小谷野委員

今のご説明を非常にかみ砕いて言えば、工夫すれば何かできるが、かなりの可能性で、スタジアムのようなものを造ろうとすると、野球場とかラグビー場とか、隣接する区域の建物に影響が出るので、その代替地等を探す作業が発生すると、そういう理解でよろしいでしょうか。

広島県教育委員会スポーツ振興課課長代理

そのように理解していただいて結構です。

小谷野委員

実際、県の総合グラウンドに手をつけると、野球とかラグビーの方から、ここはちょっと大変なのではないかという声が結構来ています。そもそも、ここは法律の規制緩和も難しいということなのですね。共存は難しいということですね。分かりました。

塚井委員

その一つ前の西飛行場跡地の方で、騒音に関して、（ヘリポートの）移転が難しい、事実上移転できないというようなご説明があったかと思いますが、逆に、サッカーにとって、騒音はどんな意味があるのでしょうか。つまり、飛行禁止ができないとすると、仮にこの用地に何かを造ったとすると、試合中に騒音が発生するということは、許容可能でしょうか。これは、事務局にお答えいただきたいと思います。なければ、ご存知の方にお答え願いたいと思います。騒音の問題をどう考えたらいいのか。移転ができないということで、この場所をどのように評価したらいいのかが難しくなっているというか、高さの制限に関しては、前々回からの資料を見ても、確かに（制限に）ひっかかっていますが、位置を工夫すればなんとかなるというようにも読めます。その場合、この残った騒音の問題は、サッカー関係者側から見ると、どういうふうに捉えられるのかということをお答えいただきたい。今日が

難しければ、次回でも結構です。

事務局

騒音のレベルとか、時間帯によっても違うと思うのですが、一番困るのが、選手同士の声が聞こえないとか、レフェリーの笛が聞こえないとか、そういうレベルですと非常に困ると思います。

塚井委員

分らないことをいつまで聞いても仕方がないので、ただ、この場所は、そういう特殊な場所であるということです。最悪の条件を考えていく必要があるのではないかと思います。

三浦会長

今回の質問の回答ですが、ここで書いてある広島西飛行場の騒音の対策というのは、誰を対象にしているのですか。今回の、例えばスタジアムが対象になるのですか、それとも住民が存在する場合だけですか。

広島県都市圏魅力づくり推進課長

これまでヘリポートを設置するためにいろいろと検討して参りましたが、これまで検討したのは、地元の住民の方ということで検討しています。今後、こういった施設が来るかということで、広島西飛行場跡地ビジョンというものを作っておりますが、その中では、細かい部分までは検討していません。

三浦会長

一方で、大型集客施設の安全性という意味では、スタジアムは関連してくるという考え方でよろしいでしょうか。

広島県都市圏魅力づくり推進課長

はい。

三浦会長

それでは、次は広島広域公園の担当の方。

広島市緑政課長

広島市の緑政課長の古田と申します。それでは、広島広域公園に関するご質問のうち、一番最初の「国際的・全国的なスポーツ大会など集客力のあるソフトを誘致、開催し、スポーツ・レクリエーションの振興を図るとなっていますが、これは現存する施設で今後も行えると考えていますか。それとも、施設改修・増築等や新たな機能の付加が必要と考えていますか」というご質問でございます。2つの点からお答えしたいと思います。1つは陸上競技場として、もう1つはJリーグの試合が行われるサッカースタジアムとして、この2つからお答えしたいと思います。

まず、陸上競技場ですが、現在、広島広域公園陸上競技場は、国際大会が開催できる陸上競技場、いわゆる５年おきに日本陸上競技連盟の認定を受けているのですが、最近では、昨年の１２月に検定を受けまして、国際大会の開催が可能な第一種公認陸上競技場ということで、認定を受けております。国際大会は可能ですが、例えば、昨年の織田記念陸上で、桐生選手が１００ｍで１０．０１秒というジュニアの国際記録を出されましたが、その時の風速計が超音波式ではなく、手動式であったということで、実は新記録を公認するには、改めて国際陸連の方に申請して認可を受ける必要があるのですが、いわゆる風速計が世界陸連の基準に達していなかったということで、残念ながら世界記録の公認は得られませんでした。ちなみに、今、こうした超音波式の風速計を備えているような陸上競技場は、伺ったところでは、国立競技場と長居競技場、これは世界陸上を開催した競技場ですが、そういった所がこういうものを備えていると伺っております。

それからもう一つ、国際大会を開催する陸上競技場として、補助競技場というものが必須です。先程、会場のスタンド上から周囲を眺めていただきましたが、いわゆる練習会場が必ず必要ということで、この広島広域公園の中にも補助競技場、練習会場がございます。この練習会場も、陸連の基準を満たしていないといけないということになってはいますが、いわゆるストレート、まっすぐなレーンが６レーンしかありません。これを８レーンに改修しなければならないということになっては、平成２９年（２０１７年）の３月までには、現在の６レーンから８レーンへ改修していかないと、国際大会が開催できる陸上競技場として認められないということになってはいます。これは、私どもとしても、計画的に改修を行っていくことを考えております。

あともう一つが、Ｊリーグの試合ができるサッカーのスタジアムの基準ですが、これは、Ｊリーグの方で施設基準というものを定めておられます。この施設基準を充足していないと、例えば、サンフレッチェがＪリーグからクラブライセンスが得られないという状況になっておまして、現時点においては、Ｊリーグの基準を一応満たしています。Ｊリーグの基準というのは、このサンフレッチェがライセンスを取得するために、絶対に備えておかねばならない基準、また、備えてなくても一応ライセンスは交付するが、クラブに制裁を科すものの、ライセンスに必須ではなく、望ましい基準というふうに、Ａ、Ｂ、Ｃといろいろと分かれています。ライセンスを取得するための基準であるＡ等級に関しては、現時点で満たしています。一度、照明設備の照度が非常に暗いというご指摘を受け、これについては平成２４年度（２０１２年度）に改修を行いまして、改修済みというような状況です。今後も、Ｊリーグの基準は厳しくなってくると思いますが、サンフレッチェや指定管理者等と協議をしながら、対応をしていきたいと思っています。以上です。

広島市西風新都整備担当課長

残りは、広島市の西風新都整備担当の方からお答えします。主に広域公園までのアクセスのお話が多いので、それについてお答えさせていただきます。まず一つ目のアクセスの改善として、今後の計画がありました。具体的に例示されているのが、五日市ＩＣからの直結アクセス道路の新設やアストラムラインの支線、あるいは駐車場の新設などについてですが、これらについては、現段階では具体的な計画はございません。広域公園周辺の渋滞対策としましては、昨年度、大塚駅北交差点の改良等を実施しており、一定の効果を上げております。

抜本的な対策として、前回もお話ししました今年6月に策定した西風新都の計画において位置付けている梶毛東工区の約1.9km区間の道路整備がございます。この道路整備によって、現在、特に渋滞している五月が丘交差点から大塚駅北交差点間を通過する交通の一部が、そちらの方へ転換するため、分散されるだろうということで、交通渋滞等の大幅な緩和が見込まれるものと考えております。エディオンスタジアムに直接アクセスする道路等の具体的な計画はありませんが、幹線道路の整備等の着実な実施に合わせて、また、部分的な道路改良等で交通状況の改善が見込まれるのであれば、関係者等と協議して対応していきたいと考えております。

次に、アストラムラインについてですが、「仮に西広島駅まで延伸した場合、西広島駅から広域公園前駅までの所要時間や輸送力はどの程度となるか」ということですが、現在、他の部署の方で検討しております。アストラムラインの延伸については、現在、西広島駅を中心に、候補として新井口駅と五日市駅が検討されていますが、直近では、今月4日に市議会の都市機能向上対策特別委員会に報告していますが、その中で、西広島駅までの延伸の輸送力については、利便性とコスト縮減の観点として、現在、単線構造ということも検討されているとのことです。それを採用した場合、1時間で最大約2,600人と試算しています。この試算というのは、一方向を優先して運行することや、走行速度を厳しめに設定するような一定の条件の下での試算だと聞いております。また、所要時間ですが、同様の委員会での報告資料によると、西広島駅から沿線の五月が丘団地までの所要時間が載っておりまして、約10分と試算されています。次の「西風新都内の幹線道路の優先整備区間を整備した場合、現在の大塚交差点から五月が丘交差点の慢性的な渋滞がどの程度が解消されるのか」ということですが、現在、五日市IC北側の道路の断面で、1日当たり4万台強の交通量がございます。将来的には、先ほどの全体計画で位置付けた幹線道路ネットワークが整備された段階では、約3万台強ということで、約3割弱が減少するものと推定しており、現況よりも交通の流れは大幅に改善されるのではないかと考えております。

「西風新都内の交通基盤整備が進み、また新たな交通システムが導入されると、西風新都地区、西風新都内の移動であると思いますが、より広域公園までのアクセスはどのように改善される見込みですか」ということですが、新たな交通システム（スマートモビリティなど）とあります。現在、私どもの方で検討しているものとして、超小型モビリティを活用した交通システムについて考えております。これについて、2人乗り程度の車両で、日常生活交通を対象としているものですので、サッカーの試合などのイベント開催時での短時間に大量の人を運ぶシステムとしては、適していないものと考えています。前回もお話ししました全体計画において位置づけられた幹線道路ネットワークの整備とか、現在検討を進めている沼田の方のスマートICの整備を進めていくことにより、アストラムラインの高架下の道路に集中している交通量が幾分か分散されるものと考えております。あとは、エディオンスタジアムまでのイベント開催時の大量輸送に不可欠なバスとかアストラムラインの駅からバス停のアクセス改善策については、エディオンスタジアムの活用策の方向性に応じて、対応していきたいと考えております。

最後に、人口の話で、「目標人口を上方修正するような状況を生み出すには何が必要と考えていますか」ということですが、今回の西風新都の将来人口については、広島市全体の人口推移のトレンドを踏まえて、今後の西風新都内の開発計画の計画人口などを加味して推計

しておりまして、推計値は平成42年（2030年）で約6万7千人ということで、現在の5万2千人から約2割増ということを考えております。そして、西風新都の人々をさらに優位にするような魅力的な街としていくためには、都市機能である「住み、働き、学び、憩う、護る」をより一層充実強化していくことが重要だと思っております、その中の「憩う」機能を担う広域公園の魅力を高めていくということも、重要だと思っております。私からの説明は以上です。

三浦会長

今の件についてはどうでしょうか。

永田委員

一つ確認させていただきたいことがあるのですが、私の記憶では、11月だったと思うのですが、松井市長が、広域公園の方にナショナルトレーニングセンターを検討したいというようなことをおっしゃっているのですが、それについて、どういった状況にあるのかという点について、現時点で明らかになっている部分について教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

広島市緑政課長

今お話がございましたように、今年の9月に、市議会の方から「東京オリンピック開催の決定を踏まえて、広域公園の方へナショナルトレーニングセンターを誘致してはどうか」というご質問がございました。これについて、市長が答弁した内容ですけれども、現在のナショナルトレーニングセンターというのは、JOCの強化指定選手に限られる非常に専門的なトレーニングセンターでして、一方で、今この広域公園というのは市民に幅広く、サンフレッチェを始めいろいろな市民に幅広く利用していただいている施設でございます。引き続き、この広域公園は、広く市民に利用されていくということが大前提だと。こういう前提を踏まえて、国が（ナショナルトレーニングセンターを）整備していただくことが必要になってくる。あるいは、他の市民も方もしっかり利用できる施設であるのかどうなのかと、いろんな課題もあるということで、最後の言葉といたしましては、議員等の皆さまにもご協力いただきながら、いろいろと国に働きかけていきたいということで、現在、具体的な検討が進んでいるという状況ではありません。

小谷野委員

私も、ナショナルトレセンの件を聞こうと思っていたのですが、実は、広域公園とは別に、西飛行場の方にトレセンを誘致しようといったような動きもあるように聞いているのですが、この中で、例えば加藤(義)委員かどなたか、ナショナルトレセン、2020年を踏まえて、他の場所を含めてどういう動きにあるのか、全体像を知りたいなと思ひまして、まったく永田委員と同じ質問ですが、どなたかご教示願えればありがたいと思います。

加藤(義)委員

トレーニングセンターとか、オリンピックをする施設とか、高校生の合宿用地とか、そう

いったものは、以前から広島市のいろいろな関係者、業界も含めてスポーツ界からもいろいろな所から話が出ます。私も、そんな思いを持っています。そういう意味では、広域公園もあるであろうし、西飛行場跡地もあるであろうし、少し整備して宿泊もでき、グラウンドも造ってはどうかというような話はたくさんあります。ですが、県の用地や市の用地であり、また相当な予算も要るということで、そういう話を何かしなければならないというようなテーブルには、まだ乗っていません。そこへ東京オリンピック開催が決まり、この前も新聞で、三次の方でも（トレセンを）誘致しようかという話がありました。そういうような動きが今から出てくるのかなと思うのですが、噂ではいろいろな所にいろいろな話が出ているというくらいでしょうかね、今お話しできることとすれば。広島にも、何か造ろうという良いチャンスですね、オリンピックを狙って。あまり答えにはなりません。県と市から聞いてみたいところではありますね。

小谷野委員

西飛行場の方に関して、県のサッカー協会の方からコメントがなかったので、試合の主催者の方からコメントを一つしますと、Ｊリーグの試合運営に当たっては、例えば、落雷が起きたらどうだとか、地震が起きたらどうだとか、非常時に対するコンテンジェンシープラン（危機管理計画）というか、緊急措置をどうするか。マニュアル化というか、詳細な動き方を決めないといけないのですが、何万人も集まる試合の興業をやっている横をヘリコプターが飛ぶわけですから、おそらく、このヘリコプターが落ちてきた場合に、どういう措置をとるかとか、このマニュアル化というのは、結構大変になるというか。おそらくヘリポートとか飛行場が隣接した所に、あまり野球場とかサッカー場とか、プロの興業をするところは造っていないような感じがします。それよりも、個人的に、興業を主催する実行委員の視点で言うと、そっちの方が気になるかなという感じです。

加藤(義)委員

広島市の長期ビジョンの中に、飛行場跡地の観音地区は、スポーツゾーンというような設定がしてあります。その具体的なものはまだ出ていないのですが、大まかに商業ゾーンとか文化・教育とかに分けると、今はスポーツゾーンというのが観音地区にあるということでしょう。いろいろと資料が出ていますが、具体的なものはないです。そこが少し進展すれば、スポーツ関係者としては、非常にありがたいことではあります。一つ例を挙げますと、昨年３冠をとったコカ・コーラ女子ホッケーチームがありますが、オールジャパン代表選手に７人が選ばれ、このチームの監督がオールジャパンの監督となりました。さて、合宿所ということで、沼田の動物公園の後ろにあるのがホッケー場ですが、宿舎がありません。宿舎をどうするかということで、広島工大の寮を合宿所に使ってもらった提供がありました。非常に評判が良く、ホッケー場も近いということで、男子の日本代表選手もそこを使わせてほしいということで、男子もトレーニングに来ました。そんなことで、今、全国でそういう良いトレーニング施設というのは非常に望まれているというのは事実です。今日のテーマとは違いますが、ある意味のチャンスで、いろいろな話が必要かなと思います。

三浦会長

他はよろしいですか。先ほどありましたこの後の部分にも、いくつか質問があるのですが、回答ができるところはありますか。

広島市文化・スポーツ部長

広島市の文化スポーツ部長の小西と申します。県と市でまとめた資料1に付随して、その他全般という質問が入っている部分について回答します。それ以外に、この協議会の進め方という部分も少し入っていますが、そこを我々から回答するのは難しいと思います。

まず、一番最初の「候補地が県及び市の所有であり、各々の使用目的は法的規制を含めて、スタジアムへと変更することが可能か」という意味では、先ほどもご説明させていただいたように、多少の利害の違いや困難性の程度はありますが、まったく駄目ということではないので、前提として、可能なものとして挙げさせてもらっているものです。

代替機能の確保の件につきましては、先ほどの広島みなと公園と野積場の所の説明で紹介させていただいたと思っております。

「候補地を選定した場合に付属するインフラも含めて検討すべきか」ということでは、そういういったものがないと、うまくスタジアムが機能しないということであれば、これも入るのかなと思います。

それと、次の試算の話や視察の話がありますが、この協議会の予算として必要となるという話になるかと思いますが、これは、協議会の中でご議論いただいて、多少のものは措置する必要があるというふうにご意見をいただければ、事務局の方でそれを検討していくということになるかと思いますが。

協議会の進め方の部分の「スタジアムの候補地の選定が優先なのか、街づくりの検討が優先なのか」ということについては、まさに進め方の問題ですので、私の方からの回答は難しいと思っています。「今日の協議会で、3つの候補地に絞り込んでほしい」ということも、先ほど会長がおっしゃったように、今回、候補地の絞り込みをするということだと思っています。

各候補地のメリット・デメリットの表記につきましては、一応、今回の資料に法的なものですが、それぞれの候補地が持っている制約というものを説明させていただいたということで、ご理解いただければと思います。

次の質問も、これからどういうふうに進めて行くかの部分になるのではないかと思います。最後の質問は、感想ということで、特に回答ということではないと思います。

三浦会長

前回の説明を受けて、さらに私たちメンバーの方で疑問に思ったところを回答いただいて理解が進んだと思います。そういった中で、今後どうするのかということですが、最初に塚井委員の方からもありましたように、いろいろな観点から見なければいけないということは当然出てくるかと思いますが。今回、それぞれの候補地について、優位性を持つ部分とか、困難性を持つ部分があり、また、それぞれについても、その度合いが違っている状況です。それと、まだここでは議論できていませんが、何をもたらすのかという部分も関係してくると思います。そういったこともしていきますが、今回は、法的な制約条件等の情報を共有化した上で、全体として何かご意見があればいただきたいと思いますのですが。

山根副会長

前日も、私は提案したのですが、先般、提案したところで、五日市埋立地だけを落としたのですが、今回、県総合グラウンド、出島東の野積場、これらはほぼ現実的でないでしょう。出島の野積場ははまらない。県総合グラウンドは全部やりかえないと難しいというのは、現実的ではないです。これらを外して、残りを深掘りするというか、検討課題に挙げていくというのはいかがでしょうか。

三浦会長

今、そういう意見がございましたが、いかがでしょうか。

塚井委員

今のご提案に私も賛成です。物理的に無理なものにいつまでも頑張っている、先に進まない、順次この先も、このような観点で何かしらの困難性がはっきりした場合には、もちろん協議の上で、減らしていくということが必要になるのかなと思います。本日の時点では、今日のご説明で、もう十分かなと私も感じました。

プラス、実はちょっと進め方のところが2か所書いてありまして。すみません、先ほど私あまり順番を考えずにしゃべってしまいましたが、「スタジアム候補地を選定した場合、付随するインフラを含めて検討すべきなのか」ではなくて、そうしていただかないと困るという感想を持っています。付随するインフラ、特に空間の問題と交通の問題、そして、ちょっとまだ詳細なところにいきませんが、当初から複合的にどういう機能かというところも組上には上がっていましたので、その辺りの詳細。それから、個人的に思いますのは、「スタジアムの候補地の選定が優先なのか、まちづくりの検討が優先なのか」というところですけども、非常に悩ましいところですけども、これは個人的な意見ですが、この協議会の性格上、「候補地を」というところが第一であります、まちづくりの波及効果を一切考えなくても良いということでもありませんので、深掘りしていく中で、落としながら、ある程度の数まで絞られてきたら、そのときに改めて、この観点ももう少し入れながら考えていってはどうかなと個人的には思います。今の段階で、こんなに数があるのに、それぞれまちづくりの議論をしても仕方ありませんが、これが2、3か所になってきますと、そのときには多分もう図面がという（質問・意見等の資料の）一番最後に書かれていることは正論でありまして、何か仮定をすると、このくらいの規模のものだということを、何らかの方法で出してきて、それを当てはめてみて考えないと、前々回あたりに出していただいたサッカー協会の下絵というのが非常にイメージの形成に役に立っておりまして、今日、大分フレキシブルに考えるというお話もありましたけれども、とりあえず、あのようなものを深掘りしていきながら考えていくという形が望ましいかなと思っています。

三浦会長

そのほかに。

永田委員

今、山根副会長の方からいろいろと話がありまして、広島みなと公園についても、事業主体が15億円の国庫補助金を返済するというのは、経営上どうなのかなというのが一つありまして、こちらも現実的ではないという感じもしているのが一つです。それとは別に、今日皆さんと共に広島広域公園を視察させていただいたのですが、この施設をJリーグの基準に合わせるために、改築・改修するためには一体どれくらいの費用が掛かるのかというのを出していく必要があるのかなと。それに基づいて、他のスタジアム候補地がそれ以上なのかそれ以下なのかという金銭的な部分も出てくると思いますし、また、今後考えていかなければならないのが、実は検討協議会自体が候補として挙げた場所が、そこに住んでいる方々とか、そこで商いをされている方々にとって反対されるようなものであれば、最終的に意味がなくなってしまうので、ある意味候補地になったところを絞った段階で、その地域の方々にも話を聞く必要があるかなと感じています。また、インフラを考えなければいけないという部分であれば、実際どういったインフラが必要なのか、どういったものがそこでは必要であるのかないのかということを詳しく精査するために、民間のシンクタンクなりそういった方々に経済の直接効果とか、それに対して波及効果というものを試算していただかなければ、我々としては数値的な根拠なしに議論していくのは困難かなと感じています。

続いて、他府県のスタジアムを実際に見に行くということも重要だと感じていますので、こういった場合の予算等、ちょうど予算作成の時期になっていると思いますので、この予算若しくは外部に委託するための予算なんかも、検討協議会で予算を請求するべきではないかなというふうに感じているのですが、この点はいかがでしょうか。

三浦会長

ありがとうございます。何か。

川平委員

副会長から、今回出島と総合グラウンドを除外したらどうかというお話があって、これは私も賛成です。明確に、出島の場合は船舶の航行上問題がある。それから、総合グラウンドの場合には他の施設との調整ができないだろうということで、私も賛成なのですが、永田委員が言われた広島みなと公園は、もうちょっと条件等を並べた上で判断した方がいいのかなと。とりあえず、今日のところは、副会長の言われた2つを外すということでよろしいのではないかなと思っています。

高木委員

私も、先ほどの永田委員の話に賛同します。やはり市民の方の納得がいく内容というか、建設のストーリーが、それには、私たちがサッカースタジアムを新設ということが広島市の発展につながるというところをもっと強調して、同意を得るような仕組みが、一方では必要かと思います。それと、ちょっと偉そうな発言なんですけれど、この議事の進め方なんですけれども、意見はそれぞれが出しているのですが、もうちょっとその意見に対する反論であるとか、そういったやりとりがないですね。だから、悪く言えば言いつぱなし、一人一人が述べて、それに皆さんが賛同しているのかどうか。一人ずつ考えていることが違うと思うので、それをもう少しぎっくばらんに出し合いながら、何か同意をしてということがな

いと、ずっと説明と質問で終わるような気がします。

三浦会長

いろいろなご意見をありがとうございます。前回を受けての今日でしたので、どうしても説明が多かったと思います。今のところ賛同を得たのは、出島東第2野積場と総合グラウンドについては候補地から外してはということで、多分これは皆さん異論がないように思います。

そういった段階で、残りについては、まだまだいろいろな状況もありますし、今回は規制の面での制約ということでしたが、いわゆるプラス面、そこにできることによって何が生まれるのか、あるいは市民に対して何をもたらすことができるのかということも必要ですし、当然、どういうスタジアムとするか、規模も含めて、あるいはスタジアムの本来部分とは違う部分で、どういうものを求めるのかまで考えつつ、私たちはそれぞれの意見を言って、次第に絞っていければと考えています。これまでは、ここで議論する材料を県・市に出してもらっているが、それぞれの立場で出しているわけで、総合的な見地、今各委員から出ましたように、いろいろな点でそれぞれのことについて私たちも考えなければいけない。ただ、それぞれがその専門ではないので、できれば専門的に取り扱っている所にある部分についてお願いして、そういった材料を私たちは見ながら議論を進めていきたいと思っています。これについては、前回スタジアムの事例調査を説明していただいた政策投資銀行に少し私の方からお願いをして、各候補地においてどのようなスタジアムが考えられるのか、まず議論のたたき台となるものを出していただくということで私からお願いしています。

今回絞られてきましたので、それについて出していただき、たぶん不十分なところが出てくると思います。例えばアクセスの部分であるとか、今日出てきた地域、周辺住民も含めての波及効果ということも考えないといけないと思います。そういったことを含めて、徐々に議論を深めていかないといけないと考えています。そういったことをするとき、当然、マーケティングの分析が必要ですし、規模をどうするか、あるいはそれに関しての設計条件等も調べて私たちに提示していただく必要があります。それから、一番難しいところではありますが、資金の問題ですね、ファイナンスをどうするかということについて、専門的な知識をもって情報を出していただく必要があると思います。そのためには、おそらくある程度予算を用意して対応していただかないといけないと思っています。それとともに、先ほどあった市民の同意をいかに得るのかという点でも、市民意見の聴取、手段はちょっと考えないといけないと思いますけれど、していくということだと思いますし、今回、こちらのエディオンスタジアムで私たちは会議を開くということで見学をしました。それによって、元々言われていました現在のスタジアムがもたらすものと、Jリーグ、サッカーをする環境として今どうなのかということについては、いろいろと今まで話は出てきましたけれど実感したところだと思います。そういった意味で、現在、日本の中でそういった部分で優れた施設を見に行くことによって、どういう施設があり、それが地域の人たちとかファンとかあるいは市民にとってどういう効果をもたらしているのかということ、ある程度実感することが必要かと思います。すなわち、そういった先進事例の視察ということもしていければと考えております。すべての面において、実は経費が必要なので、これはお願いなんですけれども、事務方で次年度予算を詰めている最中だと思いますけれど、この内容を高めるために用意していただければと思っています。ご検討をお願いします。

鵜野委員

ちょっと質問なんですけど、この協議会は何回やることになるのでしょうか。

三浦会長

年度の中でですか。

鵜野委員

いや、最後までです。

三浦会長

回数はあれですけど、来年の秋までにということ。

鵜野委員

秋までにという形ですか。

小谷野委員

提案ですが、先週起工式がありましたガンバ大阪の新しいスタジアムですね、これを担当されている方に、いろいろ苦労話、まちづくり等で議論されたこともあったので、一度この場に呼んでお話を聞きたいなと思っていますが、これは改めて事務局の方に提案させていただきます。

三浦会長

資金調達の面でも新しい取組をされているところですね。

塚井委員

私見ですが、委員はそれぞれバックグラウンドが異なっていて、得意とする分野も異なっていると思います。もちろん、ほとんど全分野に関係されている方もいますが、私は大変狭い人間なので、この先、これは会長にちょっとご検討いただきたいと思うのですが、ある部分については事務局と。これまでも、委員から資料が出ないのかと何度も何度も要請があったんですけども、どうしても作業がかかる部分は難しいということ、その一方で、本日いろいろな要請がなされまして、最後会長も言われましたように、この先それぞれのトピックスに合わせて検討が進められていくものと期待します。まだ予算措置はされていませんが。その場合に、ある程度事前に、資料の趣旨について監修をするという変ですけど、ご担当いただく方を決めていただいて、その方も含めてご説明いただくような運営の仕方がひょっとすると時間の短縮になるのかなと。例えば、まちづくりの観点からアドバイスをいただける委員の方は、事前に資料の一部分だけかもしれませんがしっかり読んでいただいて、一体となってコミュニケーションしていただくと。私は主に交通のこと、例えば永田先生は経済のことというような役割が学識は振られています。その他の委員の方々も、それぞれ得意にしている分野があるでしょうから、これだけ膨大なものをまっ平らに全部読んでから来るとい

うことも、実はかなり負担になっていまして、この開催頻度が高い中で、全てのものを読み込んでくるというのはなかなか難しい。そういう意味で、少しそういう分担のようなこともご検討いただけると、より短い時間で深いとこまで議論できるかなと考えます。

三浦会長

ありがとうございます。私も、イメージの中で、何かワーキンググループでもできればと思っているのですが、今の開催頻度でそれまでお願いすると大変かなと思っています。なので、ある程度私の方で資料をそれぞれの担当のところをお願いしつつ、関連する委員の方には相談させていただくということで進めていければと思っています。

加藤(義)委員

先ほど会長が言われたような、あるいは副会長が絞られたことには賛成です。私たちに課せられたテーマは2つあって、1つは野球場跡地にサッカー場を造るとすればどういうものを造って、それがどんな効果があるかという答えを出すようにというのが1つのテーマですね、今回市から委託を受けた。もう1つは、サッカー場を欲しいというのであれば、どこにどんなのがほしいのかというのが2つ目のテーマである。そのうち、いろいろテンポから考えると、広島市は球場跡地をどうするかという中で、文化・芸術広場、その中に新たにサッカー場の要望が出てきたので、サッカー場を造るならどんなのが造れるか、それで効果はどうかというのを、私たちに検討するように言われたのですね。春に中間報告をして、秋には最終報告をするということで行われている。そういう意味では、まず球場跡地にもし作るとすればどんなのができるかというのは、市の方が早く答えが欲しいのではないかと思うわけですね。中間報告を求められたのは、意味がよく分からないのですが、どんな方向に行くのかというのが欲しいのかなと思うので、私たちへの課題の発注者によく聞きたいところなのですけどね、課題を言われた方に。やっぱり野球場跡地のことが何か出ないと、あと文化・芸術とか広場を何にしようかという議論が、もうずっと待っている状態ではないかと思えますね。そういう意味では急がれるなど。そして、一方的に私たちはそこ一本に絞るのではなくて、サッカー場がどこに欲しいかなというので、副会長も言われたように何点かに絞って、ぼちぼちデザインしたり、経済効果を予測したり、先ほどの市民の同意を得るとするのは、このメンバーでこの期間でするのは無理だと思います。だから、もし提案をして協議をするだけ、実施検討に入ったときに、そんなことが行政の中で必要だと思います。そういう中では、今からデザインをする、経済効果をするとかいうと、ある程度、シンクタンクとか部局を使って、お金も使いながらしていかなければいけないものがいっぱい出てくるのではないかなと思います。その辺りの見通しを早めに立てる必要があるなという感じがしています。会長、副会長の方向も、もう少しスピードを上げながらやっていけばいいと思っています。

三浦会長

私たちに課せられたことは、非常に大きい部分もあります。そういった中で、当初方向が違って、それをなかなか絞り込めなかったのですが、今回ようやく5つまで絞り込んだ段階です。この段階なので、今言われたように、より具体的なところに入っていけるかなと思っています。言われたように、なかなかここまで到達できなかったのに、これからも密度高く

会議をしないといけないですし、事前準備も大変かなと思っていますが、元々の要望に応えられるよう努力していきたいと思います。ありがとうございました。

永田委員

少しだけ。今いろいろ経済効果とか言われましたが、実際、建設費をどれくらいに考えるか、インフラも含めてしまうと、莫大な金額が掛かりますよね。スタジアムをどれくらいで造るのかというのは、インフラも含めて考えるのであれば、今この4つ5つ出てきた中で、ある程度試算もできるのかなと思います。一番安くできるのであればこれ、高くなるけどインフラも必要になるけれど、ここだったらこのような金額が掛かるというのは、ある程度想定できると思いますので、これは早急に中間報告でも提案できるのかなと思っていますので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

三浦会長

ありがとうございます。その辺をイメージしながら進めていきたいと思っています。

以上で本日の予定は終了しました。次回の日程は、また調整の上、連絡させていただきます。皆様、長時間ありがとうございました。